

第4章 自然環境の保全

第1節 久留米市の自然環境

1. 自然環境の概況

本市は、約8割の平野と、約2割の山地からなっています。南東部には耳納山地があり、北東部から西部にかけて、九州一の大河「筑後川」が流れています。平野部は、筑後川の堆積作用によってつくられた筑後平野からなっています。

本市の環境は土地利用、植生情報から大きく「筑後川周辺」、「平野」、「丘陵地」、「山地」の4区分に分けることができます。さらに「筑後川周辺」では筑後大堰を境に“汽水域”、“中流域”、“平野”では“低平地（クリーク地帯）”、“平地”、“複合扇状地”に細区分することができます。このように、本市には多様な環境が存在し、それぞれの環境に応じた多様な自然環境がみられます。



図 4-1-1 久留米市の自然環境の概況

2. 優れた生態系を有する地域

本市では、平成9、10年に旧市域で実施した自然環境調査の結果から、「優れた生態系を有する地域」として、3地域（広川河口、鎮西湖、高良山）を抽出しました。その後、平成17年の合併後の新市域の自然環境の状況を把握するため、平成20～22年度に旧4町域を中心として自然環境調査を実施し、その結果、新たに2地域（城島町浮島、筑後川中流域(恵利堰付近)）を「優れた生態系を有する地域」として抽出しました。



図 4-1-2 優れた生態系を有する地域

A 城島町浮島（旧河道内の低湿地）



B 広川河口



C 高良山周辺



D 鎮西湖



E 筑後川中流域（恵利堰周辺）



表 4-1-1 久留米市における優れた生態系を有する地域

<p>A 城島町浮島（旧河道内の低湿地）</p>
<p>城島町浮島は、筑後川蛇行の名残をとどめる地域です。筑後川本川の河川敷や中津江川流入部にはヨシ原がみられ、オオヨシキリやカヤネズミが生息しています。また、中津江川周辺は古くからの集落がみられるなど昔ながらの景観が保たれている地域です。干満のある河床にはハラグレチゴガニなどのカニやタコノアシがみられます。川辺のヤナギ類にはコムラサキがみられる他、周辺の耕作地でも湿潤な環境を好む植物が生育しています。</p>
<p>B 広川河口（汽水域の低湿地）</p>
<p>広川河口は、筑後川蛇行の名残をとどめる地域です。河畔林にはオオタチヤナギが繁茂しています。植生はヨシクラス群落と水田雑草群落が主体となっています。この付近は汽水域で、干潮時には泥質の干潟が現れるため、シギ・チドリ類の採食・休息場となっています。また、河畔林はコサギ、ダイサギ、アオサギ類の繁殖の場になっています。河川には、ヤマノカミ、エツなどの下流域の代表的な淡水魚をはじめ40種類の魚類が確認されています。</p>
<p>C 高良山周辺</p>
<p>高良山は、古生代変成岩からなる典型的な断層山地です。コジイを主体とする常緑高木林で覆われていますが、一部には常緑高木林のシイ林の自然植生やクスノキ人工林が成立し、植物、昆虫、野鳥など多くの生き物が生息する緑の多い優れた地域です。この地域は、シダ植物の宝庫と言われ、ここを基産地とする種にコウラカナワラビがあります。</p> <p>また、国の天然記念物指定のキンメイモウソウチクの群生地があります。昆虫では、クロセセリ、メスアカムラサキ、サツマニシキ、ヒメクダマキモドキなどが生息しています。鳥類では、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサをはじめ104種の鳥類が観察されています。哺乳類は、16種が生息しており、高良山鳥獣保護区に指定されています。</p>

D 鎮西湖・巨瀬川合流点付近（筑後川大城橋下流・鎮西湖一体）
<p>鎮西湖は旧筑後川蛇行の名残、つまり旧河道の河跡湖です。巨瀬川と筑後川合流点付近には、オオタチヤナギの河畔林やツルヨシ群落が成立し、景観としても優れた地域となっています。また、オオタチヤナギやタチヤナギに生息するコムラサキが生息しています。</p> <p>また、大城橋下流の中洲にはコアジサシやチドリ類の集団繁殖地があります。河川敷は牧草やヒメモロコシが生育していますが、ススキ群落やオギ群落には、カヤネズミが生息しています。河川にはアリアケギバチ、オヤニラミなどの貴重な魚類を含む淡水魚36種が生息しています。</p>
E 筑後川中流域（恵利堰～朝羽大橋周辺）
<p>恵利堰から朝羽大橋周辺にかけての筑後川本川上には、中州や砂州が多く見られ複雑な河川形状となっている地域です。多様な魚類が生息するほか中州上ではコアジサシやイカルチドリなどが繁殖地としています。また、恵利堰周辺にはまとまった面積の河畔林があり、希少種のコムラサキの良好な生息環境となっています。</p>

3. 貴重な動植物

本市には、環境省、福岡県が発行しているレッドデータブックに掲載されている貴重な動植物（表4-1-2）が生息しています。

表 4-1-2 環境省・福岡県レッドデータブックに掲載されている久留米市内の貴重な動植物（種数）

種別	カテゴリー	絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	絶滅	その他	計
		絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類						
植物群落	環境省								
	福岡県							I、II、III、IV	7
維管束植物	環境省		5	16	16				37
	福岡県	23	22	15	6	7	6		79
哺乳類	環境省								
	福岡県			1	3				4
鳥類	環境省	1	6	9	5	1			22
	福岡県	2	2	16	15	1	1		37
爬虫類	環境省					2			2
	福岡県			1	4				5
両生類	環境省			1	1				2
	福岡県	1	1	4	1				7
淡水魚類	環境省	5	4	10	7	1			27
	福岡県	6	3	5	9			天然不明	2
昆虫類 (チョウ目)	環境省	2			3				5
	福岡県	9		17	4				30
昆虫類 (甲虫類)	環境省	1		2	4	1			8
	福岡県	3		12	5	1			21
貝類	環境省				4				4
	福岡県	1		1	2		1		5
淡水産動物	環境省			1	1				2
	福岡県	絶滅危惧		2	1			絶滅のおそれのある地域個体群	1
合計								環境省	109
								福岡県	224

※久留米市自然環境調査（平成9,10年、平成20～22年）及び「福岡県レッドデータブック2001」、「福岡県レッドデータブック2011」より集計

※植物群カテゴリーは、群落の状態及び保護の緊急性などを総合的に評価し、評価の高い順にⅠ～Ⅳにランク付けされている。

※野生生物は種別によって情報量などに差があるため、各種別毎にカテゴリー区分が異なる。

レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅の恐れのある野生生物をリストアップし、貴重な自然環境を保全することを目的に作成されたものであり、環境省により日本に生息する動植物について作成、公表されています。福岡県では、平成8年度からの県希少野生生物調査の結果に基づき、地域での固有性が高く危機的な状況におかれている動植物について評価を行い、平成13年3月に「福岡県レッドデータブック 2001/福岡県の希少野生生物」を発行しています。

また、レッドデータブックの基となるレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）について、環境省により第2次の見直しが行われ、平成18年12月に鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物の4分類群の新たなレッドリストが公表され、平成19年8月に残りの哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの6分類群の新たなレッドリストが公表されました。

カテゴリーの定義について

- 「絶滅」…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
- 「野生絶滅」…飼育・栽培下でのみ存続している種
- <絶滅危惧＝絶滅の恐れのある種>
- 「絶滅危惧Ⅰ類」…絶滅の危機に瀕している種
 - 「絶滅危惧ⅠA類」…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
 - 「絶滅危惧ⅠB類」…ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
- 「絶滅危惧Ⅱ類」…絶滅の危険が増大している種
- 「準絶滅危惧」…現時点では絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

第2節 生物多様性の保全

1. 生物多様性の重要性

私たちは、生物の多様性がもたらす様々な恵みを享受しながら生活しています。しかし、生物の多様性は、人間の活動による生物種の絶滅や生態系の破壊、人間の生活の変化による里山等の劣化、外来種等による生態系への影響等により脅かされています。

生物の多様性の保全と、持続可能な利用の推進を目的として、平成20年6月に「生物多様性基本法」が施行されました。

また、本市では、久留米市環境基本計画の基本目標である「豊かな自然環境の保全と共生」の実現に向けた基本施策として、「生物多様性の確保」を掲げています。

自然共生社会の構築のため、生物の多様性の保全と持続可能な利用が課題となっています。

2. 啓発事業

本市では、久留米市の自然環境を周知・PRし、生物多様性に関する認識を広く浸透させることを目的とした啓発事業として、自然観察会を実施しています。平成26年度は、夏に水辺の観察会、秋に植物の観察会、冬に野鳥の観察会を開催しました。

3. 特定外来生物対策

外来生物（ブラックバス・ブルーギルなど）による生態系への影響が懸念されることから、平成17年に『特定外来生物による生態系等に係る被害に関する法律』が施行されました。本法では、外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、輸入、飼育、販売等を規制するとともに、防除を促進することで外来生物による被害を防止することを目的としています。

市では、特定外来生物に関する啓発を行うとともに、防除のあり方など、特定外来生物への対応について、情報の把握に努めています。

4. 開発時の適正な環境配慮促進等

本市では、優れた生態系を有する地域を始めとする場所での開発においては、優れた自然および多様な動植物の生態系の保全を念頭に、自然環境に対して十分に配慮し、公害の発生防止・景観との調和・多自然型の護岸整備などに努めるよう事業者に対して求めています。また、レッドデータブックに記載されている希少種の生息等が確認された場合には、影響が最小限になるよう配慮を求めています。

また、平成17年度に広川河口付近、平成18年度に鎮西湖、平成19年度に高良山周辺に、それぞれ自然環境啓発のための看板を設置し、保全を呼びかけています。

第3節 筑後川県立自然公園

(1) 地域の指定

優れた自然の風景地の保護とその利用増進を図ることを目的とした「福岡県立自然公園条例」に基づき、筑後川や耳納山地及び古処山地（朝倉市周辺）は「筑後川県立自然公園」として指定され、平成4年5月に公園計画が作成されています。

図4-3-1 筑後川県立自然公園（久留米市の地域）



筑後川県立自然公園の経過

昭和38年4月	福岡県立自然公園条例施行、福岡県立自然公園に指定
平成4年5月	公園計画作成、公園区域見直し

<参考> 面積内訳 (単位: ha) (平成 26 年度末現在)

区 分		久 留 米 市				公園全域
		旧久留米市	田主丸町	北野町	計	計
特別地域	第1種	12	0	0	12	24
	第2種	32	0	0	32	92
	第3種	245	651	0	896	2,033
	小 計	289	651	0	940	2,149
普通地域		2,314	1,441	186	3,941	12,541
合 計		2,603	2,092	186	4,881	14,690

(2) 公園計画

① 保護規制計画

本公園の優れた風致景観を一定の公用制限のもとに維持していくため、その特性に応じて公園区域が区分されています。

(イ) 特別地域

良好な自然環境を保持している地域、貴重な植生又は特別な地形・地質を有する地域及び名勝史跡等の文化景観が周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域など優れた風致景観の保全を図っていくことが望ましい地域について、特別地域の指定がなされています。

特別地域内においては、工作物の新築など条例で定められた行為を行う場合、県知事の許可を受けなければいけません。

また、特別地域は規制の厳しい順に第1種から第3種までに区分されています。(表 4-3-1)

(ロ) 普通地域

自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域を普通地域といいます。普通地域において工作物の新築など条例で定める行為を行う場合は、県知事への届出が必要です。

表 4-3-1

特別地域の概要

区分	説 明	名 称	地 域 の 概 要
第1種	現在の風致を極力保護することが必要な地域	高良山地区	久留米市街地のすぐそばに位置しながら昔の林相の面影を残すところで、内陸低山地における特徴的なミミズバイを伴うシイ林があり、林相、規模ともに県内第一級の林であることから、第1種特別地域に指定し、保護を図る。
第2種	特に農林漁業については努めて調整を図ることが必要な地域	高良山地区	内陸低山地における特徴的なコジイ林があり、貴重な林分であるので、第2種特別地域に指定し、保護を図る。
		長岩山地区	長岩山(溪雲台)の西斜面には、サザンカの多いコジイ林がある。サザンカの樹高は平均3m前後で、7000本/haという高い密度で群生している。サザンカの自生北限地に近く、学術上貴重な林分であるので、第2種特別地域に指定し、保護を図る

第 3 種	通常の農林 漁業活動につ いては原則と して風致の維 持に影響を及 ぼす恐れが少 ない地域	耳納連山 地 区	当地域は、人工林が大 部分を占めているが、尾根より北側斜面では、九州を横断 する地溝帯の一部である大断層崖が顕著に表れている。ま た、東側の巨瀬川上流には、調音の滝、魚返りの滝、斧淵 の滝と三つの滝があり、そのほか発心山東のかんかけ峠の 南側斜面には、納又滝とその周辺にスダジイを主体とした 自然林が見られる。耳納連山地域には、日本特産種である ヤマドリの繁殖地であり、そのほか、コホオアカ、コヨシ キリ等の原草性鳥類の生息地でもあることから、第3種特 別地域に指定し、保護を図る。
-------------	---	-----------------	--

② 利用施設計画

本公園の利用形態としては、優れた自然及び文化景観の探勝並びに登山、キャンプ等が主体と
考えられるため、その特性に対応した適切な利用が図られるよう検討するものとされています。

③ 指定植物

次の表にある植物は、筑後川県立自然公園の特別地域内において採取が規制されています。

(表 4-3-3)

表 4-3-2 指定植物表

科 名	種 名	科 名	種 名	科 名	種 名
コバノシカガマ	オウレンシダ	ベンケイソウ	アオベンケイ	ラン	エビネ
ホトトギス	エダウチホトトギス	エキソウ	ギンバイソウ	〃	キエビネ
チャセンシダ	カミガモシダ	ツゲ	ツゲ(材ヒツゲ)	〃	ナツエビネ
〃	クモノスシダ	モクセイ	ハシドイ	〃	ヨウラクラン
オシダ	コウラカナワラビ	〃	マンシュウハシドイ	〃	クモラン
〃	メヤブソテツ	クマツヅラ	カリガネソウ	〃	ベニシユスラン
〃	ツルデンド	スイカズラ	オオベニウツギ	〃	マヤラン
キノコウゲ	レイジンソウ				

(3) 許可申請、届出

自然公園内において各種の現状変更行為を行う時は、必要に応じ関係市町村、県と事前に十分協
議を行い、必要書類（特別地域については許可申請書、普通地域については届出書）を県（自然環
境課）に提出することになっています。県は、許可申請書・届出書の提出があった場合、関係市町
村へ情報を提供するとともに、意見照会を行います。（図 4-3-2）

図 4-3-2 手続きの仕組み

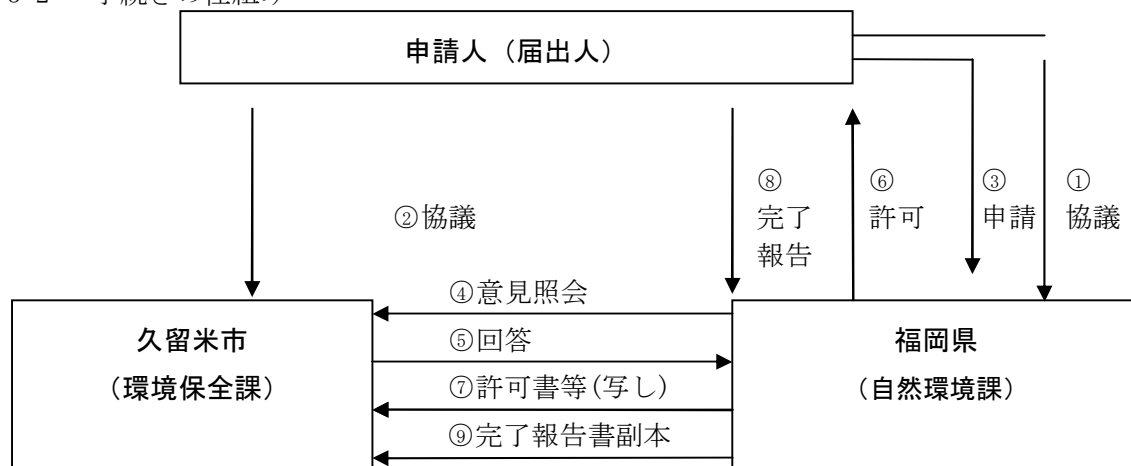


表 4-3-3 福岡県立自然公園条例に基づく許可申請、届出を要する各種行為一覧表

行為区分	地域の別	
	特別地域	普通地域
工作物新築等	●	▲
木竹の伐採	●	
鉱物の掘採・土石の採取	●	▲
河川等の水位又は水量に増減を及ぼすこと	●	▲
湖沼・湿原等へ汚水等を排水設備を設けて排出すること	●	
広告物の設置・表示	●	▲
屋外における土石等の集積・貯蔵	●	
水面の埋立て	●	▲
土地の開墾・土地形状変更	●	▲
高山植物等の採取・損傷	●	
山岳に生息する動物等の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷	●	
指定された期間内に湿地等へ立ち入ること	●	
道路等以外の地域における車馬・動力船等の使用等	●	
屋根等色彩の変更	●	
地域指定拡張の際の既着手行為	▲	
非常災害のための応急措置	▲	
木竹の植栽・家畜の放牧	▲	

(許可 ● ・ 届出 ▲)